

## 外務省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

## 1 通知された案の内容（別紙）

## (1) 対象者

独立行政法人国際協力機構（理事 2 人、監事 1 人）

## (2) 業績勘案率（案）

対象者のすべてについて 1.0

## 2 業績勘案率の決定方法（別紙）

## (1) 基本的考え方

「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」（平成 17 年 3 月 7 日外務省独立行政法人評価委員会決定、以下「決定方法」という。）に基づき算定し、外務省独立行政法人評価委員会が決定

## (2) 決定方法

「決定方法」に基づき、各年度の独立行政法人評価の結果から算定した基準業績勘案率を基本として検討した結果、業績勘案率 1.0 を適用

## 3 当委員会の意見案

意見なし

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 2 月 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

「外務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る  
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「外務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年12月27日付け)をもって貴委員会より通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿っているものであり、特に意見はありません。

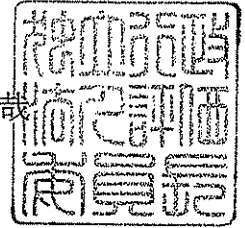
平成17年12月27日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

外務省独立行政法人評価委員会

委員長 南 直哉



外務省所管の独立行政法人の役員退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人国際協力機構



独立行政法人国際協力機構役員退職金に係る業績勘案率（案）について

平成17年12月27日

外務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人国際協力機構の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下のとおりとする。

記

理事

在職期間 平成15年10月1日～平成17年3月31日  
業績勘案率は1.0とする。

理事

在職期間 平成15年10月1日～平成17年5月25日  
業績勘案率は1.0とする。

監事

在職期間 平成15年10月1日～平成17年9月30日  
業績勘案率は1.0とする。

（理由）

1. 「外務省独立行政法人の役員退職に係る業績勘案率の決定方法について」（平成17年3月7日外務省独立行政法人評価委員会決定）（別添）（以下「決定方法」という。）に基づき、各年度の独立行政法人評価の結果から算定した基準業績勘案率を基本としつつ、評価委員会としての業績勘案率を決定するために検討を行った。

2. ■■■前理事及び■■■前理事については、「JICA 改革プラン」の進捗等において一定の貢献が認められる。その一方で、①「役員退職金に係る業績勘案率の方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、業績勘案率については1.0を基本としていること、②同機構の改革は道半ばであり、これについて現時点で評価を下すことは困難であること、③同機構の独立行政法人化後十分時間が経過しておらず、独法としての「過去の通常の業績」（決定方法2.（2）（イ））が必ずしも明確でないこと、及び、④これ以外に考慮すべき特段の事情（決定方法2.（2）（ハ））も存在しないこと、などをふまえ検討した結果、標準の業績勘案率（1.0）を適用する。

3. なお、■■■前監事については、決定方法2.（1）に従い、業績勘案率を1.0とする。

（了）

## 外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の 決定方法について

平成17年3月7日決定  
外務省独立行政法人評価委員会

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」に基づく、外務省所管独立行政法人の役員の退職金算定の際の業績勘案率については、以下の基本的考え方と決定の方法に則り、決定することとする。

### 1. 業績勘案率の算定の考え方

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて役員の退職金に係る業績勘案率を決定し、算定についての客観性を確保するとの観点から、決定に至った事由とともに、独立行政法人に通知する。注)

業績勘案率は、法人の業績及び退職する役員の法人運営等の実績を反映したものである。このため、独立行政法人通則法第32条及び第34条に基づき当委員会が行う法人の業務の実績に関する評価を基本とし、また、当該役員の個人的な業績等をも勘案して、委員会の審議を経て決定する。その際の業績勘案率は別紙1に従ったものとする。

### 2. 業績勘案率の決定の具体的方法

#### (1) 「基準業績勘案率」の算定

業績勘案率の決定に至る審議における基準値（以下「基準業績勘案率」という。）は、「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成15年11月17日評価委員会決定）に基づいて行った法人の業務の実績に関する評価により算定する。具体的には、別紙2に従い、法人の業績に係る算定値（A）及び退職役員の担当業務に係る算定値（B）の合計を表に照らして基準業績勘案率を算定する。なお、理事長（及び副理事長）に関しては、法人全体に責任を負うという観点から、Aの倍数に基づいて算定し、また、監事に関しては、右に拘わりなく、基準業績勘案率は1.0とする。

## (2) 業績勘案率の決定

評価委員会は、基準業績勘案率を基本としつつ、評価に表れない個人の貢献度等をも勘案し、下記の点に留意して審議を行い、決定に至る事由と共に、委員会としての業績勘案率を0.0から2.0の間で決定する。

尚、その際、基準業績勘案率に加え、又は減ずる値は、特別な場合を除き、基準業績勘案率の50%を越えるものとはしない。

(イ) 退職役員の在職期間に係わる法人の業績又は担当業務の業績は過去の通常の業績に比してどうであったか。

(ロ) 退職役員の法人運営等に対する貢献の度合いが反映されているか。在職時に受けた役員報酬に対する法人の業績等の反映状況と整合的である等反映の度合いが適切なものであるか。

(ハ) 業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があり、それが妥当なものであるか。また、反映の度合いが適切なものであるか。

(ニ) 業績勘案率は、目的積立金の状況に照らして適切であるか。

(3) 退職した役員の在職期間が1年に満たない場合は、業績勘案率は1.0を基本とする。

---

注)「独立行政法人評価委員会は、業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。」(閣議決定)

## 業績勘案率の基本的考え方

業績勘案率	内容
2.0～1.5超	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として、著しく高い成果をあげていると認められる場合
1.5～1.0超	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として、優れた成果をあげていると認められる場合
1.0	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として順調な成果をあげていると認められる場合
1.0未満 ～0.5	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として順調な成果をあげているとは認められない場合
0.5未満 ～0.0	在職期間を通じて、法人の業績及び担当業務の実績（別紙2「基準業績勘案率」）に個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該役員の業績が全体として著しく低い成果しかあげていないと認められる場合

注(1)業績勘案率は、法人の業績及び担当業務の実績を基本とし、評価に表れない個人の貢献度等に基づき明確な判断をもって評価委員会が決定する。

(2)目的積立金(独法通則法44条3項により剰余金の使途に充てる積立金)の積立状況も勘案する。  
なお、1.5超の場合は、原則として任期中のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要。

(3)「独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を越え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。」(閣議決定)

(4)業績勘案率が1.0を越える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日決定)に基づき、厳しい検討を行うとしている。



基準業績勘案率算定表

算定値(A+B)	基準業績勘案率
3.9以上	2.0
3.7以上3.9未満	1.9
3.6以上3.7未満	1.8
3.5以上3.6未満	1.7
3.4以上3.5未満	1.6
3.2以上3.4未満	1.5
3.0以上3.2未満	1.4
2.8以上3.0未満	1.3
2.6以上2.8未満	1.2
2.4以上2.6未満	1.1
1.8以上2.4未満	1.0
1.6以上1.8未満	0.9
1.4以上1.6未満	0.8
1.2以上1.4未満	0.7
1.0以上1.2未満	0.6
0.8以上1.0未満	0.5
0.7以上0.8未満	0.4
0.6以上0.7未満	0.3
0.5以上0.6未満	0.2
0.4以上0.5未満	0.1
0.4未満	0.0

注(1)法人の業績に係る算定値(A)及び退職役員の担当業務に係る算定値(B)の算定方法

退職役員が在職した年度毎にA及びBを算出し、在職月数で加重平均する。尚、役員が退職した日の属する事業年度に対する評価がなされていない場合には、その前年度の業績勘案率、その他評価委員会の決める方法により算出する。

A:年度業務実績評価の中項目の加重平均(小数点3位を四捨五入)

(S=2.0、A=1.3、B=0.9、C=0.5、D=0)

B:年度業務実績評価の退職役員の担当業務の小項目を加重平均

(小数点3位を四捨五入)

(S=2.0、A=1.3、B=0.9、C=0.5、D=0)

注(2)退職役員が中期目標期間全体に在職した場合は、当該期間に係る算定値を中期目標期間評価において算出する。



JICA (OP) 第 12-05005 号

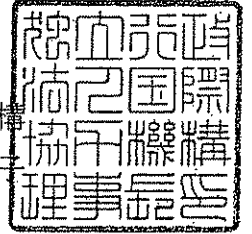
平成 17 年 12 月 5 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員長 南 直哉 殿

独立行政法人国際協力機構

理事長 緒方 貞子



独立行政法人国際協力機構の役員の退職について

標記の件に関し、当機構の下記役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

- 1 氏 名 [REDACTED]  
役 職 理事  
在職期間 平成 15 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 2 氏 名 [REDACTED]  
役 職 理事  
在職期間 平成 15 年 10 月 1 日から平成 17 年 5 月 25 日まで
- 3 氏 名 [REDACTED]  
役 職 監事  
在職期間 平成 15 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで

別添： [REDACTED] 理事の業績について

[REDACTED] 理事の業績について

[REDACTED] 監事の業績について

以上

平成 17 年 10 月

## 理事の業績について

### 1. 就任及び退任日

- 平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構理事就任
  - 平成 17 年 3 月 31 日に退任
- (注：平成 13 年 10 月 1 日に国際協力事業団理事就任)

### 2. 担当部署

- 平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の期間、労務及び福利厚生（人事部）、国内事業部、アジア第一部及びアジア第二部を担当した。
- 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日の期間、労務及び福利厚生（人事部）、国内事業部、アジア第一部及び国際協力人材部を担当した。
- また上記期間を通じ、総務部、人事部（労務及び福利厚生以外）、経理部及び調達部等について副担当を担った。

### 3. 主たる業績

#### (1) 労務及び福利厚生に係る業務

JICA においては、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、平成 16 年 4 月に大きな組織改革（課題 5 部の設置等）、更に人事改革（グループ制、チーム制の導入）が進められ、これらと並行して給与面での改革も進められた。特に、給与改革は、能力・役割に応じた資格制度に整合する給与・賞与制度を導入するものであり、従来の給与支給のあり方と大きく異なる新たな制度の導入となったが、理事は人事部への適切な指導、助言を行い、制度変更を大きな混乱もなく、適切に組織内部に浸透させた。

#### (2) 国内事業部に係る業務

独立行政法人化以降、JICA は国内事業の改革についても検討を進め、研修員受入事業のあり方をはじめ国内機関、特に首都圏に存在する複数の国内機関のあり方について見直しを進めた。理事は国内事業部担当理事として、これらの見直し作業を率先して進め、その成果は退任直前の平成 17 年 3 月下旬に「JICA 改革プラン（第二弾）～現場主義推進のための国内事業 3 つの改革と国内機関の再編～」として取り纏められた。

### (3) アジア第一部及びアジア第二部に係る業務

独立行政法人化以降の大きな改革の一つに、開発途上国の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するための「現場主義」の強化、という点が挙げられた。このためには、組織の軸足を在外に移し、在外主導の事業運営体制を確立することが必要となったが、特にアジア第一部及び第二部の所掌する地域は援助投入量も多く、在外主導体制を率先して導入することが期待された。■■■■理事はこのような背景を踏まえ、上記地域を担当する理事として、在外主導の業務の進め方が適切に実施されるよう、関係職員に対し、指導、助言を行い、その結果、在外主導体制は着実に組織内に浸透してきている。

また、在任期間中はタイ、ベトナムといった担当地域への出張を通じて在外関係者と更なる効果的な JICA 事業の展開に向けた意見交換を行ったり、また海外から来日する当該地域の要人と積極的に懇談するなど、JICA 代表として当該地域関係者との友好関係の促進に貢献した。

(注1) 在任中(独立行政法人化以降)の出張実績

- 平成15年12月 タイ及びベトナム(「帰国研修員同窓会」巡回指導等)
- 平成16年3月 タイ(国際寄生虫対策分野技術協力プロジェクト運営指導)

(注2) 在任中(独立行政法人化以降)の要人表敬対応実績

- 18か国及び3国際機関からの来訪者と延べ32回の表敬対応を行った。

### (4) 国際協力人材部に係る業務

JICA 事業に参加する人材の確保、更に派遣中の JICA 関係者の後方支援を行うこと等を目的に平成16年4月に設置された国際協力人材部の職員に対し、■■■■理事は担当の理事として、同部の業務の着実な立ち上げを図るべく種々の助言を行った。また、国際協力に携わりたいことを希望する人々への情報提供を主目的の一つとする「国際協力人材センター」の立ち上げに際しても、様々な観点から職員に指導を行った。また、派遣中の専門家が亡くなられた際には、ご遺族の空港見送り立会い、告別式への参列などを通じて担当理事としての責務を果たした。

### (5) 副担当関連業務

副担当部署の中でも、まず、総務部及び人事部については、平成16年4月の組織改革及び人事制度改革に際し、正担当理事と共に、種々の検討作業に加わった。また経理部及び調達部については、正担当理事の不在時に、日々進行する契約業務の書類確認などを積極的に行った。

以上

平成 17 年 10 月

## 理事の業績について

### 1. 就任及び退任日

- 平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構理事就任
  - 平成 17 年 5 月 25 日に退任
- (注：平成 14 年 8 月 18 日に国際協力事業団理事就任)

### 2. 担当部署

- 平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の期間、経理部、調達部及び無償資金協力部を担当した。
- 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 5 月 25 日の期間、経理部、調達部及びアジア第二部を担当した。
- また、平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の期間は国内事業部、平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 5 月 25 日の期間は無償資金協力部の副担当を担った。

### 3. 主たる業績

#### (1) 経理部に係る業務

在任期間中を通じて担当した経理部については、まず平成 16 年 4 月の組織改革及び人事改革の前後の時期において、部としての適切な業務の運営が確保されるよう、関係職員に対し、様々な助言を行った。この結果、5 課体制（財務第一課、財務第二課、会計第一課、会計第二課、管財課）から 5 グループ体制（財務 G、会計監理 G、経理支援 G、会計 G、管財 G）への移行が円滑に進展した。

また、予算要求作業、見直し作業、会計検査院への対応などの経理業務における様々な場面において担当理事として適切な判断を行い、また必要に応じて財務省、会計検査院に足を運び、関係者と意見交換を行うなど JICA の円滑な業務実施に向けて尽力した。更に在外における業務実施体制の強化を図るため、新たな経理システムの開発に向けて指導力を発揮した。

#### (2) 調達部に係る業務

在任期間中を通じて担当した調達部については、上記の経理部と同様に、平成 16 年 4 月の組織改革及び人事改革の前後の時期において、部としての適切な業務の運営が確保されるよう、関係職員に対し、様々な助言を行った。この結果、4 課体制（管理課、契約第一課、契約第二課、契約第三課）から 3 グループ体制（管理 G、機材 G、コンサルタント G）への移行が円滑に進められた。

また、契約担当業務を担う理事として、機材の調達、コンサルタントとの契約といった日々の業務に伴う膨大な書類の内容を確認するとともに、契約に伴う諸問題が生じた際には担当理事として適切な措置の進め方について関係職員に対し、指導、助言を行った。

### (3) 無償資金協力部に係る業務

独立行政法人化以降、平成16年3月末まで担当した無償資金協力事業に関しては、案件の採択に係る状況の確認、入札に係る動きの把握等随時事業の進捗について担当部署からの報告を受けるとともに、案件監理に問題が生じる場合には担当職員に対し、積極的に助言、指導を行った。

### (4) アジア第二部に係る業務

独立行政法人化以降の大きな改革の一つに、開発途上国の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するための「現場主義」の強化、という点が挙げられ、このためには組織の軸足を在外に移し、在外主導の事業運営体制を確立することが必要となった。アジア第二部の所掌する地域は南西アジアから大洋州まで広範囲に及ぶが、特にアジアの一部の国については援助投入量も多く、在外主導体制を率先して導入することが期待されたため、上記地域を担当する理事として、在外主導の業務の進め方が適切に実施されるよう、関係職員に対し指導、助言を行った。その結果、在外主導体制は着実に組織内に浸透してきている。

また、在任期間中はバングラデシュ、中国、大洋州といった担当地域への出張を通じて在外関係者と更なる効果的なJICA事業の展開に向けた意見交換を行ったり、また海外から来日する当該地域の要人と積極的に懇談するなど、JICA代表として当該地域関係者との友好関係の促進に貢献した。

(注1) 在任中(独立行政法人化以降)の出張実績

- 平成16年4月 英国及びバングラデシュ (JICA事業運営指導調査等)
- 平成16年10月 中国 (国別協力プログラム調査)
- 平成17年4月 PNG、フィジー (地域別在外事務所長会議出席等)

(注2) 在任中(独立行政法人化以降)の要人表敬対応実績

- 11か国及び1国際機関からの来訪者と延べ22回の表敬対応を行った。

### (5) 副担当関連業務

無償資金協力部については、平成16年4月以降、それまでの正担当理事から副担当理事としての立場に変わったが、同部との定期会議においては積極的に出席し、前担当また副担当としての立場から積極的に指導、助言を行った。

以上

平成 17 年 10 月

## 監事の業績について

### 1. 就任及び退任日

- 平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構監事就任
- 平成 17 年 9 月 30 日に退任  
(注：平成 13 年 10 月 1 日に国際協力事業団監事就任)

### 2. 担当部署

なし

### 3. 主たる業績

#### (1) 海外監事監査に係る業務

JICA 在任期間中（独立行政法人化以降）、以下の海外監事監査を実施した。

- 平成 15 年 12 月 スリランカ、パキスタン、インド、ラオス
- 平成 16 年 7 月 オーストリア、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、ポーランド
- 平成 16 年 12 月 中国、モロッコ、ニジェール
- 平成 17 年 7 月 ジャマイカ、パナマ、アルゼンチン、チリ

#### (2) 本部監査に係る業務

JICA 在任期間中（独立行政法人化以降）、平成 16 年 2 月及び平成 17 年 2 月に総務部をはじめとする全ての本部内部署を対象に監査を実施した。

#### (3) 監査の視点、重要事項及び監査結果

上記の監査に際しては、業務の運営が効果的・効率的、かつ迅速に行われているか、また経理・調達・法務に関する体制と事務処理は適切か、というような内容が重点事項とされた。また、監査の視点としては、「現場主義」新体制に関する現状と課題、「業務運営の効率化・業務の質の向上」に関する取り組み状況と課題という点に留意して進められた。

上記の監査の結果については、平成 15 年度及び平成 16 年度の「監事監査結果意見書」としてそれぞれ取り纏められている。意見書の内容としては、「現場主義」に関連する改善事項として、現場実務に直結した研修の充実化、在外主導のための在外体制強化に係る提言が記載されるとともに、専門家・コンサルタントに関連した業務の更なる充実化に向けた提言などが盛り込まれている。

#### (4) 監査結果への対応

監事の意見書については、JICA 内全ての部署に対して確実に配布され、フォローが必要なものについては、関係部署により前向きな取り組みが行われている。これらの意見書及び意見書への対応については、JICA はホームページ上に公開して、透明性を図るようにしている。

#### (5) まとめ

上述のとおり、■■■■ 監事は在任中に海外及び本部の監査を適切な視点から実施し、その結果を在任期間中に取り纏め、組織内でその結果の共有が図られ、関係部署による対応が進められている。特に、「現場主義」及び「業務の効率化」といった監査に際しての視点は独立行政法人化以降の JICA の改革の重点事項と合致するものであり、改革に邁進する JICA にとって ■■■■ 監事による監査の指摘は極めて重要性を持つものと思われる。

以上